

平成23年度 発注者支援業務等に関する一般事業者向け説明会【質疑回答】

項目	質問	回答
設計共同体の申請書の提出時期について	設計共同体の申請書の提出は、どの段階で行うのですか？	競争参加資格確認申請書の提出期限と同じです。「競争参加者の資格に関する公示」でご確認下さい。
発注者支援業(積算技術業務・工事監督支援業務・技術審査業務)の参加資格要件について	発注者支援業務を受注した場合、当該事務所発注工事に参加はできないが、設計業務の受注は可能ですか？	発注者支援業務(積算技術業務・工事監督支援業務・技術審査業務)を受注しても当該事務所発注の設計業務の受注は可能です。
配置予定管理技術者の同種・類似業務について	行政事務補助業務(技術資料作成等業務)の実績は、発注者支援業務の配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事務補助(技術資料作成等業務)の実績は、発注者支援業務に参加する場合は同種・類似業務ともに該当しません。 ・逆に、発注者支援業務の実績は、行政事務補助(技術資料作成等業務)に参加する場合は、同種業務に該当します。 ・用地事務補助(用地関係資料作成整理等業務)の実績は、用地補償総合技術業務に参加する場合は配置予定主任担当者の類似業務に該当します。
公物管理補助業務の資格要件について	配置予定管理技術者の配置予定技術者に関する資格要件は「その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者」(説明資料1p77)は他の公物管理業務も同様ですか？	道路及び河川とも公物管理業務に関しては、入札公告、入札説明書で確認してください。【12/20当日の説明資料では、道路の公物管理補助業務に関しては、①(社)全日本建設技術協会による公共工事事品質確保技術者(Ⅰ)・(Ⅱ)及び②四国地方公共工事事品質確保推進協議会が認定した支援技術者Ⅰ種・Ⅱ種が該当しますとしましたが、①②いずれの資格も該当しません。訂正します】
準管理技術者について	準管理技術者とは？	準管理技術者とは担当技術者が複数名配置された業務場所に常駐する場合に設けるものとし、本業務の業務内容を行うとともに、管理技術者から契約の履行に関する指示等を担当技術者へ伝える者を行います。